

2011年11月30日

No.141

又市征治 国政だより

又市征治事務所
発行責任者 東 篤
富山市下新町 8-16
TEL 076-441-0800
HP: www.s-mataichi.com

基本権なき国公給与削減は違法、食言になる 復興特別交付税 1.6兆円はあくまで一般財源として

又市副党首は29日、総務委員会で川端総務大臣らに「労働基本権回復なき国公給与削減の違法性」、「震災復興特別交付税はたしかに一般財源なのか」、「復興増税をしながら法人減税をする不公平」をたどしました。



総人件費2割削減と「財政状況厳しい」論 **又市**川端大臣は「国家公務員の総人件費2割削減は政権の大きな目標」というが根拠は。川端)09年民主党マニフェスト全体で16.8兆円必要で、国公は▼1.8兆円だ。定数削減等含む。 **又市**すでに国公40歳・出先係長で12年間に19%賃下げになった。「厳しい財政状況」を労働基本権制約の代償措置に優越させるなら、今後も政府の財政判断次第で、民間賃金が上っても公務員は賃下げするのか。川端)復興期間は5年続く。来年人勧が出れば総合的に判断。

09年三党合意の「憲法の諸権利」は **又市**民主党政権はこれまで2009年の三党連立の政策合意を順守すると繰り返し表明。その中で「憲法の実現、国民の生活再建」と宣言しているが、憲法28条の労働基本権を制約し、代償措置である人勧も守らず、労働者の生活権を脅かしている。川端)きわめて異例、臨時なので違憲でない。

せめて同時成立でなければ **又市**大臣は「職員団体と意見交換し、要望を受け、マイナス7.8%につき1団体と合意した」と。その際の交換条件が労働基本権《国公労働法等》の同時成立だったはずだ。その実現がない下での給与削減は国家公務員法《28条》違反、また職員団体への食言だ。誠意が感じられず、仕切り直しを求める。

「復興交付税」はヒモ付き補助金でないはず

又市1.6兆円のうち地方単独事業に対して適用は？ **【答】**国復興事業のウラ負担と同様に申請によりこの復興特別交付税を100%に適用。 **又市**しかし説明に明記されていない。選択が補助事業優先、中央集権的でないか。被災自治体はまだ日常の民生の回復に追われ復興計画もままならぬ。 **【答】**単独662億円はアクセス道路など想定。別途復興交付金、復興基金と併用し生活、コミュニティ、雇用などソフト、単独施策に弾力的に。 **又市**政府が国費をつけない現場の需要がたくさん発生してくる。復興特別交付税事業はまさに「人間の復興、自治による地域の復活」でなければ。補助ウラだけならヒモ付き補助金だ。従来の特別交付税の一件算定・補助金的、自治体に対する勤務評定的な査定も不可。ほんとうに一般財源か。 **【答】**一般財源です。個々に機械的に用途制限なしに出す。

又市法人減税で自治体は年2150億円減収。89年以来法人税は208兆円減税し、その分消費税を224兆円大衆課税した。今回も3年間だけ増税、あとは減税。対するに所得税・住民税は25年間と半永久的に増税で、一層不公平だ。 **【答】**地方影響のうち交付税減は「折半ルール」で国が半額加算。地方税は市町村が減る分を県タバコ税の移管で埋める。